

加入できる方

- ① 加入申込みをする市町村の住民基本台帳に記載されている方
- ② ①の住民に扶養されている方で、加入申込みをする市町村以外に住んでいる方
(例えば、「東京に下宿している学生」等)
- ③ 市町村の職員及び職員と同居の親族

※ 学校等单位で加入する団体会員との重複加入にお気をつけください。

共済期間と会費

令和3年8月31日までに加入申込みした場合

◆**令和3年9月1日から令和4年8月31日まで**

(中途加入の場合、加入申込みをした日の翌日から令和4年8月31日まで)

●会費については、加入月により異なりますので、右上の表をご参照ください。

年会費 700円

加入申込日の翌日の属する月	会費の額
令和3年 9月	700円
10月	600円
11月	600円
12月	500円
令和4年 1月	500円
2月	400円
3月	300円
4月	300円
5月	200円
6月	200円
7月	100円
8月	100円

注意

交通事故にあったら、必ず警察署に事故の届出をしましょう。

交通事故にあったら、ただちに警察署に届け出て、後日自動車安全運転センターで交通事故証明書を発行してもらえるようにしてください。(自転車の単独事故の場合も同様です。)

交通事故証明書が得られない場合は、原則として見舞金の支給は受けられませんので、十分ご注意ください!!

対象となる交通事故とは (日本国内の事故のみ対象)

- ① 車両(自動車、オートバイ、自転車など)の交通事故による事故で、自動車安全運転センターから**交通事故証明書**(原則として**人身事故扱い**とされたもの)が発行されたもの
- ② 電車等の運行による事故で、警察署が証明したもの又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明したもの
- ③ 車両の交通による事故(①の場合を除く)で、自賠責保険が支払われたもの又は救急車等の搬送証明書が得られるもの(見舞金の最高限度額**3万円**)

見舞金が支払われないもの

- ① 会員の無免許運転、酒気帯び運転
- ② 会員又は見舞金受取人の交通事故以外の犯罪行為
- ③ 会員の故意又は重大な過失
- ④ 地震、津波、噴火、内乱その他の異変
- ⑤ 再発、後遺症
- ⑥ その他、ベビーカーや一輪車の単独事故など、上記に掲げる「対象となる交通事故」に該当しない事故



見舞金の請求について

死亡(交通事故による即死及び交通事故による傷害を原因として交通事故にあった日から1年以内に死亡したもの)の場合は速やかに、傷害の場合は※治ってから(症状が固定した場合を含む。)請求してください。※**症状固定後の後遺症の治療(形成術の施術等含む。)**は対象となりません。

ただし、次の場合は治る前でも、請求できます。

- ① 交通事故の日から3か月を経過しても、その傷害が治らない場合
- ② 生活保護法による保護を受けている場合
なお、交通事故により死亡した日、又は傷害が治った日(症状が固定した日)から**2年を経過**すると請求ができません。

見舞金を請求するときは

見舞金の請求は、加入申込みをした市役所・町村役場の交通災害共済担当の窓口で行うこととなります。その際、交通事故証明書や診断書など、**発行に費用がかかる書類が必要**となりますので、**必要書類を揃える前に、まずは窓口で相談してください。**

下の表の書類を市役所・町村役場の交通災害共済担当の窓口へ提出してください。

必要な書類	見舞金の種別	傷害	死亡	身障	交通遺児
会員証(団体会員は不要)		○	○	○	○
交通事故証明書等※		○	○	○	○
診断書(交通災害共済用)※		○			
死亡診断書又は死体検案書			○		○
身体障害者手帳の写し				○	
身体障害者診断書の写し				○	
戸籍謄本					○
印鑑		○	○	○	○

※交通事故証明書や診断書は、**原本**を持参してください。なお、その他の書類が必要となる場合もあります。

交通事故証明書等とは

- ① 自動車などによる死傷事故の場合
会員の名前が載っている自動車安全運転センターの発行した人身事故扱いの交通事故証明書(物件事故扱いのものについては、この他に自賠責保険(自動車損害賠償保障法に基づく保険又は共済、いわゆる強制保険)の支払証明書又は救急車等の搬送証明書などが必要になります。)
- ② 電車などによる死傷事故の場合
警察署の証明する書類又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明する書類
- ③ 自動車などの事故で**会員の名前が載っている交通事故証明書が得られない場合(物件事故扱いの事故で同乗者の場合等)**
自賠責保険の支払証明書又は救急車等の搬送証明書(見舞金の最高限度額**3万円**)

診断書(交通災害共済用)とは

- ① 医師又は歯科医師の発行する**交通災害共済用診断書**(用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。)
- ② 柔道整復師(ほねつぎ、接骨)の発行する**施術証明書**(用紙は上記診断書用紙を修正してご使用ください。)
この場合、骨折又は脱きゅうに限りあらかじめ、**医師の同意書**(用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。)が必要となります。ただし、施術実日数が16日未満の応急手当の場合は、医師の同意書は必要ありません。

転居した場合について

共済加入後に加入申込みをした市町村以外に転居した場合でも、加入申込みをした市町村窓口で見舞金の請求をすることができます。この場合には、転居先の住民票の抄本等が必要となります。(転居後も共済期間中は、加入申込みをした市町村でのお取り扱いになります。)

交通事故にあったら、必ず警察署に事故の届出をしましょう!!
その際は、“**人身事故扱い**”の手続きをしてください。



共済見舞金

- 死亡 = **150万円**
- 傷害 = **2万円~50万円** (下表参照)
- 身体障害 = 傷害見舞金のほかに**50万円**
(1級又は2級)
- 交通遺児 = 交通遺児1人につき**10万円**

傷害見舞金等級表

傷害を受けた際の治療のための入院・通院した日数に応じた下表の額となります。

等級	入院の日数及び実際に通院して治療した日数(再発・後遺症は含まれません)	金額
1	286日 ~	500,000円
2	271日 ~285日	475,000円
3	256日 ~270日	450,000円
4	241日 ~255日	425,000円
5	226日 ~240日	400,000円
6	211日 ~225日	375,000円
7	196日 ~210日	350,000円
8	181日 ~195日	325,000円
9	166日 ~180日	300,000円
10	151日 ~165日	275,000円
11	136日 ~150日	250,000円
12	121日 ~135日	225,000円
13	106日 ~120日	200,000円
14	91日 ~105日	175,000円
15	76日 ~ 90日	150,000円
16	61日 ~ 75日	125,000円
17	46日 ~ 60日	100,000円
18	31日 ~ 45日	75,000円
19	16日 ~ 30日	50,000円
20	6日 ~ 15日	30,000円
21	1日 ~ 5日	20,000円

① 千葉県市町村交通災害共済加入申込書(兼会員台帳)
(市町村保管) 番号(窓口) ※(受付番号)

③

フリガナ 世帯主 交通 太郎	コウツウ タロウ (氏名)	(住所) 市 安全 町 安心 123番地 45
フリガナ ① 交通 太郎	コウツウ タロウ 大昭平令	フリガナ ④ 交通 三郎 18・4・2 大昭(平)令
フリガナ ② 交通 花子	コウツウ ハナコ 大昭平令	フリガナ ⑤ 大昭平令
フリガナ ③ 交通 次子	コウツウ ツギコ 大昭平令	フリガナ ⑥ 大昭平令

共済会費 (1人700円)	4人	受付 ※
	2,800円	(会費領収印)

【注意事項】

1. 生年月日は、中学生以下(平成18年4月2日以後生まれ)の方は必ず記入してください。
2. ※印欄は記入しないでください。
3. 指定受取人の住所が異なる場合は、余白に住所を記入してください。
4. 指定受取人を指定しなかった場合又は会員に指定された受取人が死亡している場合は、下記の順位により、受取人が決定されます。

1. 配偶者	2. 会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹	3. 会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族	4. 左記以外の子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
--------	--	-----------------------------------	-------------------------